

第2回南砺市男女共同参画推進審議会 次第

日 時 令和7年5月30日（金）午後7時～
場 所 南砺市役所3階 302 会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 付議事項

（1）「南砺市男女共同参画推進プラン＜第3次＞

策定に向けてのアンケートについて

資料No. 1

（2）市民向けアンケートの内容について

資料No. 2

（3）自治会向けアンケートの内容について

資料No. 3

（4）企業向けアンケートの内容について

資料No. 4

4. その他

5. 副会長あいさつ

6. 閉会

「南砺市男女共同参画推進プラン<第3次>」策定に向けて 市民アンケート実施について

◆目的

南砺市では平成18年3月に「南砺市男女共同参画推進条例」が施行され、翌年度には「男女共同参画推進プラン」が策定されました。

「南砺市男女共同参画推進プラン<第2次>期間が平成29年度から令和8年度までとなっており、第3次プランの策定のため、意識調査を目的として市民アンケートを実施するもの。

◆調査対象

- ①家庭：市民 2,000 部（外、男女共同参画推進員など）／設問数 25
- ②地域：自治会 350 部、地域づくり協議会31部／設問数 20
- ③職場：企業事業所 約650部／設問数 25

◆調査方法

- ①紙ベースのアンケート用紙の送付（A4両面 約12ページ）
- ②電子申請→アンケート用紙に QR コード印刷

◆調査時期（予定）

- ①アンケート実施 令和7年6月～8月末
- ②集計及び分析 令和7年11月末まで

◆参考資料

※前回（H27）実施状況（H27.10.14-30）

アンケート種類	調査対象	配布数	有効 回答数	回答率
①家庭向けアンケート ・市民アンケート（市議会議員）	住民基本台帳から18歳以上の市民を無作為により2,000人抽出	2,000	974	48.7%
①家庭向けアンケート ・男女共同参画推進員	南砺市男女共同参画推進員 76名	76	59	77.6%
②地域向けアンケート ・自治会、自治振興会	市内の354町内会・自治会	354	232	65.5%
③職場向けアンケート ・事業所	市内の650企業・事業所	650	299	46.0%
		3,080	1,564	50.7%

男女共同参画について 市民アンケートのお願い

日頃から市政運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

南砺市では平成 18 年に「南砺市男女共同参画推進条例」が施行され、その後「男女共同参画推進プラン」を策定しました。平成 28 年度に第 2 次プランを策定し、来年度には実施 10 年を迎えることから新たなプランを策定する予定です。時代に則した基本目標を定め、市民や地域、事業所、市が取り組むべき課題を明らかにするとともに、地域の特性に配慮しながら、推進プランの策定を考えております。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご記入並びにご返送についてご協力くださいますようお願いいたします。

令和 7 年 月

南砺市長 田中 幹夫

※男女共同参画社会とは

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」のことです。（男女共同参画社会基本法第 2 条より）

＜回答方法＞ 郵送・インターネットどちらかの方法によりご回答ください。

郵送で回答する場合



STEP1

この調査票に回答を
直接ご記入ください。

STEP2

同封の返信用封筒に入れ、
●月●日(●)までに
ポストに投函してください。

インターネットで回答する場合



STEP1

以下のQRコードまたは URL
から回答フォームにアクセスし
てください。



STEP2

回答フォームに入力し、
送信してください。
●月●日(●)以降は
アクセスできません。

<富山県電子申請サービス>

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/>●●●

＜この調査対象者＞

◆満 18 歳以上の市民を対象に、住民基本台帳から 2,000 人を無作為に抽出しております

◆南砺市議会議員、南砺市男女共同参画推進員にも回答をお願いしております。

※調査は無記名で回答していただき、統計的に集計を行いますので、個人が特定されることはありません。

※本調査の結果は集計の上、男女共同参画推進審議会などの資料として公開します。

【この調査についてのお問い合わせ先】

南砺市南砺で暮らしません課ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 ☎ 23-2037（直通）

I. あなたご自身のことについておたずねします。

問 1-1 あなたの性別は

1. 男性 2. 女性 **3. その他**

問 1-2 お住まいはどこですか。

1. 城端地域 2. 平地域 3. 上平地域 4. 利賀地域
5. 井波地域 6. 井口地域 7. 福野地域 8. 福光地域

問 1-3 あなたの年齢は

1. 10 歳代 2. 20 歳代 3. 30 歳代 4. 40 歳代
5. 50 歳代 6. 60 歳代 7. 70 歳以上

問 1-4 あなたの主な職業はなにですか。

1. 自営（家族従業者を含む） 2. 勤め人（会社員等） 3. パート・アルバイト 4. 農業
5. 無職（専業主婦を含む） 6. 学生 7. その他（具体的に ）

問 1-5 現在の世帯構成は

1. ひとり暮らし 2. 1 世代世帯（夫婦） 3. 2 世代世帯（親と子など）
4. 3 世代世帯（親と子と孫など） 5. その他（ ）

問 1-6 現在の場所にお住まいになってから通算で何年になりますか。

1. 5 年未満 2. 5 ～ 9 年 3. 10 ～ 19 年 4. 20 年以上
5. 生まれてからずっと

問 1-7 今後も現在の場所に住み続けたいと思いますか。

1. 今後も住み続けたい 2. 南砺市内で引っ越したい（具体的に _____ 地域へ）
3. 南砺市外へ引っ越したい（具体的に _____ 市・町・村へ） 4. わからない

問 1-8 ※前問（問 1-7）で引っ越したい（2、3）をお選びの方にお聞きします。引っ越したい理由は何ですか。当てはまるものすべて○を付けてください。

1. 通勤・通学に不便 2. 買い物など日常生活に不便
3. 医療機関が充実していない 4. 教育環境が良くない
5. 自宅の建て直しを機会に 6. 近所づきあいなど土地柄になじめない
7. 公共交通が不便 8. 転勤、進学、結婚などでやむを得ず
9. 子どものところへ 10. その他（ ）

Ⅱ. 男女共同参画社会についてお聞きします。

問 2-1 あなたは、今の社会の次のような各分野で、男女の地位は平等になっていると思いますか。それぞれの該当する箇所に○を付けてください。

④

分野 \ 区分	男性の方が優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	平等	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が優遇されている	わからない
1 家庭生活						
2 職場						
3 学校教育の場						
4 政治の場						
5 法律や制度上						
6 社会通念やしきたり						
7 自治会などの地域活動						

問 2-2 ~~「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどのように思いますか。1つだけ○を付けてください。~~

②

「夫は外で働き妻は家庭を守るべきである」という考え方について最も近いものはどれですか

1. 賛成 2. どちらかといえば賛成 3. どちらかといえば反対
4. 反対 5. わからない

問 2-3 あなたの家庭では、男性、女性のどちらが以下の作業を行っていますか。それぞれ該当する箇所に○を付けてください。

⑤-1

項目 \ 区分	主に男性が行っている	主に女性が行っている	平等に分担している	決まっていない（気がついた者が行っている）	作業として必要ない
1 ゴミ出し					
2 買い物（食材など家庭全体の必需品）					
3 食事のしつけ					
4 食事の後かたづけ、食器洗い					

5	子どもの身体的世話(入浴、着替えなど)					
区分 項目		主に男性が行っている	主に女性が行っている	平等に分担している	決まっていない(気がついた者が行っている)	作業として必要ない
6	PTA、父母の会など「親子」の会合や行事					
7	洗濯					
8	掃除					
9	介助が必要な家族の身体的介助					
10	庭木の剪定など外回りの仕事					
11	自治会・町内会の会合(婦人会除く)					
12	家族の送迎等(病院や習い事など)					
1	育児に対する役割分担					
2	介護に対する役割分担					
3	育児・介護以外の家事に対する役割分担					

⑤-2

問 2-4 現在、介護の必要な家族の世話は、女性を中心として行われることが多いようですが、このことについてあなたはどのように思いますか。それぞれ該当する箇所に○を付けてください。

項目	区分	思う	思わない	わからない
1	男性も女性も共に介護すべきである			
2	主に女性が介護することはやむを得ない 主に女性が介護すべきである。			
3	在宅でなく、専門の施設で介護してもらうのが一番いい			

⑤-3

問 2-5 あなたの周りでは、男性、女性が育児休業や介護休業を取ることにについて社会や企業の支援・理解は十分だと思いますか。それぞれ該当する箇所に○を付けてください。

項目	区分	十分	やや不十分	全く不十分	わからない
1	女性の育児休業への支援・理解				
2	女性の介護休業への支援・理解				
3	男性の育児休業への支援・理解				
4	男性の介護休業への支援・理解				

項目	区分	0 人	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人以上	わからない
1	理想の子どもの数							
2	実際の子どもの数							

問 2-7 近年、少子化が大きな社会問題となっていますが、その理由・原因についてあなたはどのように思いますか。3つまで○を付けてください。。

-

問 2-8 ~~一般的に女性が職業をもつことについて、あなたはどのように思いますか。1つだけ○を付けてください。~~

③-1 女性の働き方について、あなたが望ましいと思うのは次のどれですか。1つだけ○をつけてください。

1. ~~女性は職業をもたない方がよい~~
ずっと職業を持たない。
2. ~~結婚するまでは職業をもつ方がよい~~
結婚するまで職業をもつ。
3. ~~子どもができるまでは、職業をもつ方がよい~~
子どもができるまで職業をもつ。
4. ~~子どもができても、ずっと職業を続ける方がよい~~
子どもができても、ずっと職業を続ける。
5. ~~子どもができたら、乳児期は子育てに専念し、それ以降は再び職業をもつ方がよい~~
子どもができたら職業をやめ、大きくなったら再び職業を持つ。
6. わからない
7. その他 ()

問 2-9 ~~女性が長く働き続ける上で、障害となっていると考えられるのはどのようなことだと思いますか。当てはまるものをすべて○を付けてください。~~

③-2 女性が長く働き続けるのを困難にしたり、障害になると考えられるのはなんですか。

- | | |
|--------------------|----------------------------------|
| 1. 結婚 | 2. 出産 |
| 3. 乳幼児期の育児 | 4. 就学前の子どもの育児 |
| 5. 就学後の子どもの教育 | 6. 老夫 親や病人の世話 |
| 7. 家事 | 8. 家族の理解や夫の協力が得られない |
| 9. 夫の転勤 | 10. 同じ 職場での結婚・出産退職の慣行 |
| 11. 自分の健康 | 12. 働き続けるための職場の条件・制度が不十分 |
| 13. 女性の労働力が劣るという考え | 14. 昇進、教育訓練等の男女の不平等な扱い |
| 15. セクシャル・ハラスメント | 16. 障害、困難になるものはない |
| 17. その他 () | |

問 2-10 女性の、管理職等への登用が一般的に少ないのはどのような理由からだと思いますか。2つまで○を付けてください。

1. 男性中心の職場慣行があるから
2. 登用する側に男性優位の意識があるから
3. 女性自身が管理職等につくことに消極的だから
4. 女性の職業は、主として補助的業務に限られているから

5. 家族の理解や協力が得られないから
6. 女性は必要な知識や判断力が十分でないから
7. 労働関係法上の女子保護規定が女性登用の足かせになっていたから
8. 出産・育児休暇に対する理解が少なく、重要な職務に登用されないから
9. その他 ()

~~問 2-11 女性の役職就任について、もしもあなたご自身(女性の場合)やあなたのご家族の女性(男性の場合)が、次の役職等への就任を依頼(または立候補を要請)されたらどうしますか。それぞれ該当する箇所に○を付けてください。~~

削除

区分 役職		就任を前向き に検討する (勧める)	断り切れなけ れば就任する (同意する)	絶対断る (反対する)	わからな い
㊦	町内会長、自治会長				
㊧	PTA会長				
㊨	児童クラブ会長、老人クラブ会長				
㊩	職場の管理職				
㊪	県・市の審議会や委員会のメンバー				
㊫	市長				
㊬	県・市議会議員				

⑥-1

問 2-12 あなたは、女性の意見が政治や行政にどの程度反映されていると思いますか。
1つだけ○を付けてください。。

1. 十分反映されている
2. ある程度反映されている
3. あまり反映されていない
4. ほとんど反映されていない
5. わからない

⑥-2

問 2-13 女性の意見が反映されていないとすれば、どのような理由によると思いますか。
2つまで○を付けてください。。

1. 政策・方針決定の場に女性が少ないから
2. 女性自身の政治や行政への関心が薄いから
3. 女性に対する男性の認識、理解が足りないから
4. 社会の仕組みが女性に不利であるから
5. 女性自身の意欲や責任感が乏しいから
6. その他 ()

~~問 2-14 次世代の子どもたちを育む方針としてどう思いますか。1つだけ○を付けてください。~~

~~削除~~

- ~~1. 男の子は男らしく、女の子は女らしく育てる~~
- ~~2. 男女の別によって考え方や行動を制限しないよう育てる~~
- ~~3. 男女の違いを理解させた上で、互いを尊敬・尊重できる人間に育てる~~
- ~~4. 分からない~~
- ~~5. その他()~~

①-1 問 2-15 国はじめ全国で男女共同参画推進に対する活動が活発になっており、南砺市でも県・市から委嘱された推進員がさまざまな活動に取り組んでいます。そのことをご存知ですか。また、男女共同参画に関心がありますか。1つだけ○を付けてください。

- 1. 知っているし関心もある
- 2. 知っているが関心はない
- 3. 知らなかったが関心はある
- 4. 知らなかったし関心もない

問 2-16 ~~男女共同参画の推進のため、次のようなことは必要と思いますか。それぞれ該当する箇所に○を付けてください。~~

①-2 男女が社会にあらゆる分野でもっと平等になるために重要なことはなんですか。

区分 項目		る	非常 に必要であ	やや必要である	現状で充分	あまり必要ない	全く必要ない	わからない
1	法律や制度を見直し、女性差別につながるものを改める							
2	男女共同参画について次世代への教育を充実させる							
3	仕事中心という社会全体の仕組みを改める							
4	労働時間の短縮や休暇制度を普及させる							
5	職場や地域で男女の役割分担についての社会通念を改める							
6	家庭内で家事などの分担について十分話し合う							
7	男女による家事分担の固定観念をなくす							
8	その他（ ）							

①-3

問 2-17 あなたは、次に掲げる男女共同参画に関する言葉を、どの程度ご存知ですか。
それぞれ該当する箇所に○を付けてください。

区分 項目		理解している 知っている	言葉（存在）は知っている 言葉を聞いたことはある	知らない
1	「男女共同参画社会」			
2	「育児介護休業法」			
3	「ワークライフバランス」			
4	「ドメスティックバイオレンス（DV）」・「デートDV」			
5	「男女クォータ制度」			

⑦-1

問 2-18 ~~配偶者や恋人の間で下記のことがあった場合、DVにあたる、あるいは、極めてDVの可能性が高いと思うものはどれですか。（当てはまるものすべて選んでください）~~

削除

- ~~1. 平手でたたく、足でける。~~
- ~~2. なぐるふりや刃物で脅す~~
- ~~3. 子どもの前で配偶者を罵倒す~~
- ~~4. 「バカ」とか「能無し」とか言う。~~
- ~~5. 怒られるのがいやで言うことを聞いてしまう。~~
- ~~6. 自分だけ見えてほしいと思う。~~
- ~~7. 夫婦は一心同体だと思う。~~
- ~~8. いやがっているのに性的な行為を強要する。~~
- ~~9. 配偶者に生活費を渡さない。~~
- ~~10. 外で働くなといたり仕事をやめさせたりする。~~
- ~~11. 交友関係や電話及びSNSの内容を細かく監視する。~~

⑦-2

問 2-19 あなたは、配偶者や恋人からの暴力（DV／デートDV）について相談できる窓口として、どのようなものを知っていますか。次の中から知っているものすべてに○をつけてください。

1. 富山県女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）
2. 市町村の DV 相談窓口（高岡市男女平等推進センターを含む）
3. サンフォルテ相談室＜富山県民共生センター＞。
4. 女性被害 110 番＜警察＞
5. 女性の人権ホットライン＜富山地方法務局＞
6. 女綱ホットライン＜グループ女綱～ストップ DV とやま～＞
7. 全国共通 DV ホットライン
8. その他（具体的に _____）
9. 相談できる窓口として知っているものはない

~~問 2-20 あなたは、「亭主関白／かかあ天下」という言葉を知っていますか。~~

削除

- ~~1. 知っている。~~
- ~~2. 知らない。~~

①-4

~~問 2-21 あなたは男性が女性と同じように、育児や家庭にかかわるべきだと思いますか。一つだけ選んでください。~~

削除

- ~~1. 法制度などの社会環境を整えれば、積極的ににかかわるべきだと思う~~
- ~~2. 職場環境や家庭環境が許す限り、積極的ににかかわるべきだと思う~~
- ~~3. 男女の違いを尊重して、それぞれの役割を担えばいいと思う~~
- ~~4. 出産するのは女性なので、男性はそれをサポートすればいいと思う~~
- ~~5. その他（ _____ ）~~

①-5

~~問 2-22 日本は国際的な基準で男女共同参画が未熟だとして、低い評価を受けることが多いですが、あなたはこのことをどう思いますか。一つだけ選んでください。~~

削除

- ~~1. もっと積極的に、男女平等や共同参画を進める必要がある~~
- ~~2. 日本には日本の文化と価値があるので、国際的な評価はあまり気にしないでいい~~
- ~~3. 日本らしい南砺市らしい男女平等の在り方を考える必要がある~~
- ~~4. 男女平等以上に、日本には人種や地域で社会的な不平等者を作らない風土があるからいいと思う~~
- ~~5. その他（ _____ ）~~

①-6

問2-23 ~~男女平等社会、共同参画社会とは、何を指すものだと考えますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選んでください。~~

削除

- ~~1. 女性の権利を守ること、働く女性を増やし、経済社会に貢献する~~
- ~~2. 妊娠出産によって社会的弱者になる女性を守り、少子化の流れを変える~~
- ~~3. 男性化で硬直した社会の価値観を、女性の視点で再構築していく~~
- ~~4. みんなが幸せになるように、全員参加の社会づくりを目指している~~
- ~~5. その他（ ）~~

問2-24 最後に、あなたの今の幸福度はどのくらいですか。1つだけ選んでください。

- 1. 幸福度 91～100%
- 2. 幸福度 70～90%
- 3. 幸福度 50～69%
- 4. 幸福度 30～49%
- 5. 幸福度 29%以下

問2-25 ~~どうすれば幸福度は上がりますか？（自由にご記入ください）~~

幸福度をあげることが妨げていることがあればご記入ください。

[]

設問は以上で終わりです。ご協力、どうもありがとうございました

【用語の説明】（未修正）

(1) パートタイマー

1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数が一般労働者より少ない常勤労働者

(2) 臨時（アルバイト）

緊急・臨時の場合に採用する者で、1年を超えて連続して勤務しない者

(3) 人材派遣者

別経営の事業所から契約に基づき派遣されている者

(4) ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

例）・男女の役割分担に基づく慣行の見直し等、職場環境の改善を行う

・女性が少ない職務・役職に女性を積極的に採用・登用する

・性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確にする

(5) 育児休業制度

1歳未満の子（1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで）を養育する労働者（男女）の申し出により、職場での身分や地位を失わずに一定期間育児のために休業することを認める制度。平成22年6月30日より、両親ともに育児休業を取得した場合、取得可能期間が1歳2か月まで延長された。（パパ・ママ育休プラス）

(6) 介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者の申し出により、その労働者が一定期間介護のために休業することを認める制度

(7) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(8) 短時間勤務制度

所定労働時間を通常よりも短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とすることを事業主に義務付けている

(9) フレックスタイム制度

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。

(10) 在宅勤務

「事業主と雇用関係にある労働者が、労働時間の全部または一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態」をいい、事業所内で勤務する場合と同様に労働基準法・最低賃金法などの労働基準関係法令が適用される働き方

(11)産前・産後休暇制度

出産のための休暇のこと。産前は6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間の休業期間

(12)看護休暇

小学校就学前の子を療育する労働者が申し出ることにより、小学校就学前の子が1人の場合は年に5日まで、小学校就学前の子が2人以上の場合は1年に10日まで、病気・けがをした子の看護のために、または子に予防接種(又は健康診断)を受けさせるために、取得することができる休暇制度

(13)セクシュアル・ハラスメント(性的嫌がらせ)

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

(14)ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者等(夫・パートナー)からの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(15)デートDV

恋人やパートナーからの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(16)男女クォータ制(割当制)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと

市民意識調査 (ジェンダー部分抜粋)

資料No. 2-1

問52 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、あなたの考え方に最も近いものはどれですか。【いずれかに○】

- | | |
|---------------|---------------|
| 1. 賛成 | 2. どちらかといえば賛成 |
| 3. どちらかといえば反対 | 4. 反対 |

問53 あなたは、南砺市が「ジェンダーギャップ（社会的につくられた性別による格差）の解消」に取り組んでいると思いますか。【いずれかに○】

- | | | |
|-------------------|-----------------|--------------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う | 5. わからない（取組みを知らない） |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない | |

問54 あなたは、地域や職場のジェンダー平等が進んでいると思いますか。【いずれかに○】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |

問55 あなたは、地域に年齢や性別、国籍などにとらわれず、多様な生き方や考え方を受け入れ、個性を認め合う雰囲気があると思いますか。【いずれかに○】

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. そう思う | 2. どちらかといえばそう思う |
| 3. どちらかといえばそう思わない | 4. そう思わない |

男女共同参画社会について 町内会・地域づくり協議会アンケートのお願い

皆様には、日頃から市政運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

南砺市では平成18年3月に「南砺市男女共同参画推進条例」が施行され、翌年度「男女共同参画推進プラン」を策定しました。平成28年に2次プランを策定し、来年度には実施10年を迎えることから新たなプランの策定を予定しております。時代に則した基本目標を定め、市民や地域、事業所、市が取り組むべき課題を明らかにするとともに、地域の特性に配慮しながら、推進プランの策定を考えております。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご記入並びにご返送についてご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年 月

南砺市長 田中 幹夫

＜回答方法＞ 郵送・インターネットどちらかの方法によりご回答ください。

郵送で回答する場合



STEP 1

この調査票に回答を
直接ご記入ください。

STEP 2

同封の返信用封筒に入れ、
●月●日(●)までに
ポストに投函してください。

インターネットで回答する場合



STEP 1

以下のQRコードまたは URL
から回答フォームにアクセスし
てください。



<富山県電子申請サービス>

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/> ●●●

STEP 2

回答フォームに入力し、
送信してください。
●月●日(●)以降は
アクセスできません。

※本調査の結果は集計の上、男女共同参画推進審議会などの資料として公開します。

【この調査についてのお問い合わせ先】

南砺市 南砺で暮らしません課ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 ☎ 23-2037 (直通)

貴自治会（町内会）についてお伺いします。

【問 1】 自治(町内)会名をご記入ください。

名称【 】

自治会(町内会)役員についてお伺いします。

【問2】現在の自治会役員構成員の性別についてお答えください。人数をお書きください。

※その他役員欄には、自治会の規約、規程に定めのあるその他役員についてご記入ください。

役職	男性	女性
自治（町内）会長	人	人
副自治（町内）会長	人	人
会計	人	人
その他役員（ ）	人	人
その他役員（ ）	人	人

【問 3】 自治会役員構成員についてどのように考えますか。

※三役は、【問2】の内、「自治(町内)会長」、「副自治(町内)会長」、「会計」とする。

ア、すでに女性が参画しているので今のままでよい

イ、男性ばかりでもよいと思う

ウ、三役に女性が参画してもよい

エ、その他()

【問 4】 自治(町内)会役員のうち最年少の方の年齢について、お答えください。

ア、20 歳代

イ、30 歳代

ウ、40 歳代

工、50 歳代

才、60 歳代

力、70 歳代

キ、80 歳以上

※三役に女性がいない自治(町内)会にお伺いします。

【問5】 女性が自治(町内)会役員として参画できていない理由は何だと考えますか。《あてはまるものにすべて○をつけてください》

- ア、性別に決まりはないが、慣習として男性が選出される
- イ、性別による制限がある(男性、原則として男性)
- ウ、世帯主から役員を選出することになっているため、男性が選出される
(一世帯一人制だから)
- エ、役員の選挙権が世帯主しかない
- オ、自治会に女性が参画できる雰囲気がない
- カ、女性に依頼しても辞退される
- キ、その他()

~~※三役に女性がいない自治会にお伺いします。~~

~~【問6】 自治(町内)会の三役に女性が参画できていないことをどのように考えますか。~~

- ~~ア、参画してほしい~~
- ~~イ、参画してほしいが、無理だと思う~~
- ~~ウ、今のままでよい~~

削除

※【問6】で「ア、参画してほしい」「イ、参画してほしいが無理だと思う」を選択された方にお伺いします。

【問7】 どのようにすれば、女性が参画できると思いますか。《あてはまるものすべてに○をつけてください》

- ア、役員の中に女性枠を設けるなど規程や規約を改正する
- イ、研修や学習会を実施し、意識改革を行う
- ウ、役員会等の開催時間を考える
- エ、自治会運営への女性の参画を積極的に呼びかけ、女性が参画できる雰囲気をつくる
- オ、役員や委員等の登録は、世帯主の名前ではなく、実際に活動する個人名で行う
- カ、役員の投票は、成人1人につき1票とする
- キ、その他()

【問8】 役員に女性が参画するための取り組みをしていますか。

- ア、している
- イ、していない

※【問8】で「ア、している」を選択された方へお伺いします。

【問9】 どのような取り組みをされていますか。《あてはまるものすべてに○をつけてください》

- ア、役員の中に女性枠を設けるなど規程や規約を改正した
- イ、研修や学習会を実施し、意識改革を行っている
- ウ、役員会等の開催時間を考えている
- エ、自治会運営への女性の参画を積極的に呼びかけ、女性が参画できる雰囲気をつくっている
- オ、役員や委員等の登録は、世帯主の名前ではなく、実際に活動する個人名にしている
- カ、役員の投票は、成人1人に1票としている
- キ、その他()

自治(町内)会行事についてお伺いします。

【問10】 あなたの自治(町内)会では、住民を参加対象とする行事はありますか。

- ア、ある
- イ、ない

※【問10】で「ア、ある」を選択された方へお伺いします。

~~【問11】 主な行事3つの行事名をお書きいただき、行事ごとに下記の【問11-1】、【問11-2】、【問11-3】について記号でお答えください。 削除~~

行事名	【問11-1】	【問11-2】	【問11-3】
例) 納涼祭	㍿	㍿	㍿

【問11-1】 自治(町内)会の行事をどのように企画・運営していますか。

- ア、自治(町内)会の三役のみ
- イ、自治(町内)会役員で
- ウ、実行委員会形式で
- エ、他の団体に委託(老人会、女性会、子供会等)
- オ、その他()

【問 11-2】 行事の企画・運営の性別のバランスはどうか。

- ア、ほとんど男性
- イ、やや男性が多い
- ウ、男女半分ずつ
- エ、やや女性が多い
- オ、ほとんど女性

【問 11-3】 自治(町内)会行事への参加の性別のバランスはどうか。

- ア、ほとんどが男性
- イ、やや男性が多い
- ウ、ほぼ同数
- エ、やや女性が多い
- オ、ほとんどが女性

婦人会・女性部(女子部等)についてお伺いします。

~~【問12】 あなたの自治会に婦人会はありますか。~~ 削除

~~ア、ある~~

~~イ、ない~~

【問 13】 あなたの自治会に女性部(女子部等)の有無について、お答えください。

- ア、ある
- イ、ない

~~※【問 13】で「ア、ある」を選択された方にお伺いします。~~

~~【問 14】 女性部(女子部等)の名称と活動内容について、簡潔にお答えください。~~ 削除

【問15】 男女共同参画を推進するために自治会で取り組んでおられることはありますか。

《あてはまるものすべてに○をつけてください》

- ア、地域の役員に女性や若者が参画するための取り組み(規程・規約の改正、学習会等)
- イ、子育てに男性が参画するための取り組み(男性のための育児サークル等)
- ウ、防災に女性が参画するための取り組み ~~(平日の昼間を想定した避難訓練等)~~
- ~~エ、自主防災組織に女性が入っている~~
- ~~オ、自主防災組織に女性がリーダーとなる取り組み~~
- カ、DV や児童虐待防止のための取り組み
- ~~キ、DV(ドメスティック・バイオレンス)とはパートナー間で起こる暴力のこと~~
- ク、家事に男性が参画するための取り組み(男性のための料理教室等)
- ク、介護を行う者のサポート(男性介護者のつどい等)
- ケ、その他 ()

~~※【問15】で「ア～ケ」を選択された方へお伺いします。~~ 削除

~~【問16】 具体的に記入ください。~~

【問17】 男女共同参画を推進するために自治会で取り組みたいことはありますか。《あてはまるものすべてに○をつけてください》

- ア、地域の役員に女性や若者が参画するための取り組み(規程・規約の改正、学習会等)
- イ、子育てに男性が参画するための取り組み(男性のための育児サークル等)
- ウ、防災に女性が参画するための取り組み ~~(平日の昼間を想定した避難訓練等)~~
- エ、DV や児童虐待防止のための取り組み
- オ、家事に男性が参画するための取り組み(男性のための料理教室等)
- カ、介護を行う者のサポート (具体的に)
- キ、その他 ()

※【問17】で「アーキ」を選択された方へお伺いします。 削除

【問18】具体的にご記入ください。

【問19】自治会で男女共同参画を推進するため、市に取り組んでほしいことはありますか。

《あてはまるものすべてに○をつけてください》

- ア、講演会の実施
イ、啓発紙の配布
ウ、地域で行う講座や学習会へ講師の派遣
エ、男女共同参画に関する活動補助金
オ、他の自治会でやっている行事や取り組みの紹介
カ、その他()

【問20】自治会において男女共同参画社会づくりを進める上で、ご意見、ご提案などがありましたら、ご自由にお書きください。

設問は以上で終わりです。お忙しいところご協力いただき、ありがとうございました。なお、アンケートの内容を詳しくお聞きすることがございます。その際には、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

【用語の説明】（未修正）

(1) パートタイマー

1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数が一般労働者より少ない常勤労働者

(2) 臨時(アルバイト)

緊急・臨時の場合に採用する者で、1年を超えて連続して勤務しない者

(3) 人材派遣者

別経営の事業所から契約に基づき派遣されている者

(4) ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

例) ・男女の役割分担に基づく慣行の見直し等、職場環境の改善を行う

・女性が少ない職務・役職に女性を積極的に採用・登用する

・性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確にする

(5) 育児休業制度

1歳未満の子(1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)を養育する労働者(男女)の申し出により、職場での身分や地位を失わずに一定期間育児のために休業することを認める制度。平成22年6月30日より、両親ともに育児休業を取得した場合、取得可能期間が1歳2か月まで延長された。(パパ・ママ育休プラス)

(6) 介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者の申し出により、その労働者が一定期間介護のために休業することを認める制度

(7) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(8) 短時間勤務制度

所定労働時間を通常よりも短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とすることを事業主に義務付けている。

(9) フレックスタイム制度

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。

(10) 在宅勤務

「事業主と雇用関係にある労働者が、労働時間の全部または一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態」をいい、事業所内で勤務する場合と同様に労働基準法・最低賃金法などの労働基準関係法令が適用される働き方

(11) 産前・産後休暇制度

出産のための休暇のこと。産前は6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間の休業期間

(12) 看護休暇

小学校就学前の子を療育する労働者が申し出ることにより、小学校就学前の子が1人の場合は年に5日まで、小学校就学前の子が2人以上の場合は1年に10日まで、病気・けがをした子の看護のために、または子に予防接種(又は健康診断)を受けさせるために、取得することができる休暇制度

(13) セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

(14) ドメスティック・バイオレンス（DV）

配偶者等（夫・パートナー）からの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(15) デートDV

恋人やパートナーからの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(16) 男女クォータ制（割当制）

積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の手法の一つであり、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと

男女共同参画推進に関するアンケート

南砺市では「南砺市男女共同参画推進プラン」に基づき「南砺市ジェンダーギャップ解消市民会議」を設置しました。そして市民会議は、南砺市のジェンダーギャップ解消に必要な地域、家庭、職場における課題や解決策をまとめ、市に提言しました。

その提言の中で、地域の意思決定における女性の参画推進、特に地域づくり協議会における女性役員の登用を進めることも提案しており、地域づくり協議会連合会のご理解も得られています。

本アンケートは、現在の地域づくり協議会の役員構成や、就任の背景、今後の工夫点などを把握し、南砺市がより多様な人材が活躍できる地域づくりを進めるための基礎資料とするものです。ご多忙のところ恐れ入りますが、以下のアンケートにご協力をお願いします。

1. あなたの役職を選んでください。

・会長 ・副会長 ・事務局長（センター長）

2. あなたの性別を選んでください。

・男性 ・女性 ・その他 ・回答しない

3. あなたの現在の年齢を選んでください。

・40歳未満 ・40～44歳 ・45～49歳 ・50～54歳 ・55～59歳
・60～64歳 ・65～69歳 ・70～74歳 ・75～79歳 ・80歳以上

4. 現在の職業等を選んでください。

・地域づくり協議会の役員等のみ（他に就労していない）
・企業経営者、役員 ・会社員 ・契約社員 ・パート、アルバイト
・公務員（教職員除く） ・教職員 ・医療関係者 ・自営業者
・農業 ・専業主婦、主夫 ・その他（ ）

5. 地域づくり協議会の役員等に就任する前の直近の職業等を選んでください。

（現在もその職を継続している場合は、設問4と同じ回答を選んでください。）

・企業経営者、役員 ・会社員 ・契約社員 ・パート、アルバイト
・公務員（教職員除く） ・教職員 ・医療関係者 ・自営業者
・農業 ・専業主婦、主夫 ・その他（ ）

6. あなたが現在の役職に就く前の、地域での役職経験を選んでください。（複数回答可）

- ・協議会長 ・協議会副会長 ・協議会事務局長（センター長）
- ・協議会地域指導員 ・協議会部会長 ・協議会副部会長
- ・自治会長、区長、行政推進員 ・民生児童委員
- ・その他（具体的には？（PTA、営農組合などの役職など） ）

7. あなたの現在の地域づくり協議会の役職に就くために、何が必要だと思いますか。

(複数回答可)

- ・リーダーシップ、統率力
- ・水利権や農業の知識、農機具が使える
- ・地域での顔の広さ・認知度
- ・万難の決め方、地域の歴史がわかる
- ・地域行事（祭りなど）への貢献度
- ・情報収集、分析力
- ・パソコンなどのデジタルスキル
- ・文章力、プレゼン力、計算力
- ・コミュニケーション力
- ・時間的余裕
- ・家庭・周囲の理解
- ・非公式な地域交流（例：懇親会、飲食の場など）への参加しやすさ
- ・周囲への気配りや調和を大切にする姿勢
- ・他に必要なものがある（具体的には？）
- ・特に必要なものはない。

8. あなたと同じ役職の男女のバランスはどうか。

- ・男性のみ ・ほとんどが男性 ・男性がやや多い ・男女ほぼ同数
・女性がやや多い ・ほとんどが女性 ・女性のみ

9. 設問8の状況になっている理由は何だと思いますか。(自由記述)

10. 地域づくり協議会に女性の役員等を増やすには、どのような工夫が必要だと思いますか。(自由記述)

11. その他、地域づくり協議会の会長、副会長、事務局長などの役職への女性登用に関するご意見、お考えなどがありましたら、お書きください。（自由記述）

男女共同参画社会について 企業・事業所アンケートのお願い

市内企業・事業者の皆様には、日頃から市政運営につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

南砺市では平成18年3月に「南砺市男女共同参画推進条例」が施行され、翌年度「男女共同参画推進プラン」を策定しました。平成28年に2次プランを策定し、来年度には実施10年を迎えることから新たなプランの策定を予定しております。時代に則した基本目標を定め、市民や地域、事業所、市が取り組むべき課題を明らかにするとともに、地域の特性に配慮しながら、推進プランの策定を考えております。

お忙しいところ誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご記入並びにご返送についてご協力くださいますようお願いいたします。

令和7年 月

南砺市長 田中 幹夫

<回答方法> 郵送・インターネットどちらかの方法によりご回答ください。

郵送で回答する場合



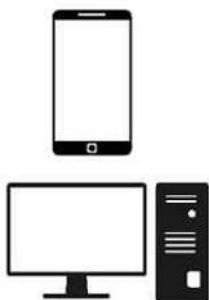
STEP 1

この調査票に回答を
直接ご記入ください。

STEP 2

同封の返信用封筒に入れ、
●月●日(●)までに
ポストに投函してください。

インターネットで回答する場合



STEP 1

以下のQRコードまたは URL
から回答フォームにアクセスし
てください。



<富山県電子申請サービス>

<https://shinsei.pref.toyama.lg.jp/>●●●

STEP 2

回答フォームに入力し、
送信してください。

●月●日(●)以降は
アクセスできません。

※本調査の結果は集計の上、男女共同参画推進審議会などの資料として公開します。

【この調査についてのお問い合わせ先】

南砺市 南砺で暮らしませんか課ジェンダーギャップ対策・婚活若者係 ☎ 23-2037 (直通)

市内事業者における男女共同参画の進捗状況等を調査するため、Ⅰ～Ⅵの項目毎に設問にお答えください。

- Ⅰ 基本項目（業種、従業員数、女性管理職の登用状況）
 Ⅱ ポジティブ・アクション
 Ⅲ 育児休業制度
 Ⅳ 介護休業制度
 Ⅴ ワーク・ライフ・バランス
 Ⅵ セクシュアル・ハラスメント

Ⅰ 基本項目（業種、従業員数、女性管理職の登用状況）

【問1】事業所の業種及び従業員数についてお答えください。あてはまるものに○をつけてください。

業 種（日本標準産業分類別の調査対象事業）

①鉱業・採石業・砂利採取業	②建設業	③製造業
④電気・ガス・熱供給・水道業	⑤情報通信業	⑥運輸業・郵便業
⑦卸売業・小売業	⑧金融業・保険業	⑨不動産業・物品賃貸業
⑩学術研究・専門・技術サービス業	⑪宿泊業・飲食サービス業	⑫生活関連サービス業・娯楽業
⑬教育・学習支援業	⑭医療・福祉	⑮複合サービス事業
⑯サービス業（上記以外のもの）	⑰その他	

従業員数

	男性	女性	合計
正規社員	人	人	人
パートタイマー	人	人	人
臨時（アルバイト）	人	人	人
人材派遣社員	人	人	人
合計	人	人	人

注釈）従業員：その会社や企業、職場で働くすべての人をさす。

社員：その会社や企業、職場で働く正社員や正規社員のこと

①

【問2】 ~~主任以上の役職の方、うち女性の役職は何人いますか。~~

従業員の方の役職、うち女性の役職は何人いますか。

役職	役職人数 A	うち女性人数 B
役員・事業主	人	人
部長相当職 管理職	人	人
課長相当職 一般職	人	人
係長相当職	人	人
主任相当職	人	人
合計	人	人

【問3】 女性管理職が合計の10%未満で有る事業所にお聞きします。それはどのような理由からですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	選択項目
	① 管理能力の面で必要な知識や判断力を有する女性の適任者がいない(少ない)から
	② 将来管理職に就く可能性のある女性はいるが、現在のところその職に就くための在籍年数などを満たしていないから
	③ 女性は勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまうから
	④ 女性には家庭での責任があるので、長時間の労働を要求できないから
	⑤ 業務の内容が、女性には任せられないと思うから
	⑥ 業務の内容が、女性に向いてないと思うから
	⑦ 上司・同僚・部下となる男性が女性管理職を希望していないから
	⑧ 上司・同僚・部下となる女性が女性管理職を希望していないから
	⑨ 顧客が女性管理職をいやがるから
	⑩ 女性自身が、管理職になることを望んでいないことが多いから
	⑪ 目標となる女性の先輩がいないので、次が育たないから
	⑫ 社会的にまで女性登用の気運が高まっていないから
	⑬ 事業所として「女性管理職は必要ない」との方針であるから

II ポジティブ・アクション

(男女労働者間の間に生じている格差の是正を目的として企業が行う取組みのこと)

②-1

【問4】「ポジティブ・アクション」という言葉を聞いたことがありますか。○を1つつけてください。

削除

回答	選択項目
	① よく知っている
	② ある程度知っている
	③ 言葉は聞いたことはあるが内容はあまり知らない
	④ 聞いたことがない

②-2

【問5】男女共同参画の職場とするための積極的な改善策としてどのような取組みをされていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	選択項目
	① 男女共同参画に関する研修を実施または、これに参加している
	② 女性の募集・採用の拡大をしている
	③ 女性が少なかった職場や職域に女性を配置している
	④ 女性の管理職を積極的に登用している
	⑤ 性別により評価することがないよう、人事考課基準を定めている
	⑥ 同じ職場での同質の業務については、同一賃金とし、男女格差をなくしている
	⑦ 継続して就業できるよう配置・転勤等を考慮している
	⑧ 仕事と家庭の両立ができるよう就業時間に配慮している
	⑨ その他(ご自由に記入ください)
	⑩ 特になし

②-3

【問6】【問5】で①～⑨に○をつけられた事業所に伺います。改善に取り組まれた結果、どのような効果が得られましたか。5段階評価のあてはまる番号に○をつけてください。たものに○をつけてください。

	非常に 思う	やや 思う	どちらとも いえない	あまり 思 わない	まったく 思 わない
① 職場の雰囲気がよくなって 活気が出た					
② 女性の就業年数が延びた					
③ 女性のチャレンジ意欲が向 上した					
④ 女性の責任感が向上した					
⑤ 女性の活躍が会社の利益 に貢献した					
⑥ 外部の評価・企業イメージが 向上した					
⑦ 就職希望者が増加した					
⑧ 退職者が減少した					

Ⅲ 育児休業制度

(1歳未満の子(1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)を養育する労働者(男女)の申し出により、職場での身分や地位を失わずに一定期間育児のために休業することを認める制度)

③-1【問7】 貴事業所では、育児休業制度を導入していますか。○を1つつけてください。

選択枠	正規社員のみ	正規社員・ 非正規社員とも	いつの時期から
①導入している			
②導入予定がある			
③導入予定がない			

③-2【問8】 【問7】で「導入している」と答えた事業所にお尋ねします。過去1年間の制度を利用した以下の従業員の人数についてお答えください。

	出産した女性従業員	配偶者が出産した男性 従業員
全体数	人	人
うち、育児休業を取得している人数	人	人

~~【問9】 【問7】で「導入予定がない」と答えた事業所にお尋ねします。その理由について教えてください。~~ **削除**

~~理由:(ご自由に記入ください)~~

【問10】 貴事業所独自の育児に関する取り組みなどがありますか。

理由:(ご自由に記入ください)

【問11】 【問8】で育児休業を取得した従業員の取得期間別の日数についてお答えください。

	1ヶ月未満	1ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 1年未満	1年～ 1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上
男性従業員	人	人	人	人	人
女性従業員	人	人	人	人	人

【問12】 育児休業を取得し、復職する際の待遇は、以前と同じ条件ですか？○を1つつけてください。

回答	選択項目
	①以前と全く同じ
	②以前と違う
以前と違う場合にお聞きます。具体的にどの様に違いますか。ご自由に記入ください。	

【追加】国が男性の育児休業の取得を進めていますが、貴事業所の男性の育児休業取得に関する課題はありますか。あてはまるものに○をつけてください。

回答	選択項目
	①育児休業取得者の周りの人の業務量が増える
	②代替要員の確保が難しい
	③育児休業取得に伴う事務の引継ぎが煩雑
	④男性の育児休業取得の前例がない。または少ない。
	⑤その人にしかできない(わからない)業務がある。
	⑥育児休業取得を希望する男性従業員が少ない。
	⑦課題は特にない
	⑧その他()

Ⅳ 介護休業制度

(要介護状態にある対象家族を介護する労働者の申し出により、その労働者が一定期間介護のために休業することを認める制度)

【問13】 貴事業所では、介護休業制度を導入していますか。○を1つお選びください。

③-1

選択枠	正社員のみ	正社員・ 非正社員とも	いつの時期から
①導入している			
②導入予定がある			
③導入予定がない			

【問14】 【問13】で「導入している」と答えた方にお尋ねします。過去1年間の以下の従業員の人数についてお答えください。

	男性従業員	女性従業員
全体数	人	人
うち、介護休業を取得している人数	人	人

【問15】 【問14】で介護休業を取得した従業員の取得期間別の日数についてお答えください。

	1ヶ月未満	1ヶ月～ 6ヶ月未満	6ヶ月～ 1年未満	1年～ 1年6ヶ月未満	1年6ヶ月以上
男性従業員	人	人	人	人	人
女性従業員	人	人	人	人	人

V ワーク・ライフ・バランス

（「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す）

【問16】「ワーク・ライフ・バランス」について知っていますか。○を1つお選びください。

回答	選択項目
	①よく理解している
	②だいたい理解している ①知っている
	③②聞いたことはあるが内容はよく知らない
	④③知らない

【問17】「ワーク・ライフ・バランス」を事業所で推進していくことについてどのようにお考えですか。○を1つお選びください。 削除

④-1

回答	選択項目
	①必要
	②どちらかといえば必要
	③あまり必要ではない
	④必要でない
	⑤分からない

【問18】貴事業所で、次の項目の中で取組をしているものがありますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

④-2

回答	選択項目
	①短時間勤務制度
	②所定外労働の免除
	③始業・終業時刻の繰り下げ・繰り上げ
	④フレックスタイム制度
	⑤在宅勤務
	⑥就業形態の変更
	⑦再雇用特別措置（育児・介護により退職した従業員の再雇用）
	⑧産前・産後休暇制度
	⑨休業中の手当支給
	⑩子ども、家族のための看護休暇
	⑪勤務時間、勤務地、担当業務について希望聴取
	⑫育児・介護休業中の経済的支援
	⑬社員への相談窓口
	⑭その他

VI セクシュアル・ハラスメント

（他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動）

【問19】「セクシュアル・ハラスメント」について知っていますか。○を1つお選びください。

回答	選択項目
	①よく理解している
	②だいたい理解している ①知っている
	③②聞いたことはあるが内容はよく知らない
	④③知らない

【問20】貴事業所で「セクシュアル・ハラスメント」の防止に対して何か取り組みを行っていますか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

回答	選択項目
	①社内規定などへの明示
	②定期的な面接やアンケートの実施
	③セクシュアル・ハラスメントに対する苦情や相談体制の整備・充実
	④セクシュアル・ハラスメント防止委員会等の設置
	⑤セクシュアル・ハラスメント防止に関する研修会等の開催
	⑥男女平等に関する意識の徹底
	⑦セクシュアル・ハラスメントの相談員や担当者がある
	⑧その他

【用語の説明】（未修正）

(1) パートタイマー

1日の所定労働時間または1週間の所定労働日数が一般労働者より少ない常勤労働者

(2) 臨時(アルバイト)

緊急・臨時の場合に採用する者で、1年を超えて連続して勤務しない者

(3) 人材派遣者

別経営の事業所から契約に基づき派遣されている者

(4) ポジティブ・アクション

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

例) ・男女の役割分担に基づく慣行の見直し等、職場環境の改善を行う

・女性が少ない職務・役職に女性を積極的に採用・登用する

・性別により評価することがないよう、人事考課基準を明確にする

(5) 育児休業制度

1歳未満の子(1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで)を養育する労働者(男女)の申し出により、職場での身分や地位を失わずに一定期間育児のために休業することを認める制度。平成22年6月30日より、両親ともに育児休業を取得した場合、取得可能期間が1歳2か月まで延長された。(パパ・ママ育休プラス)

(6) 介護休業制度

要介護状態にある対象家族を介護する労働者の申し出により、その労働者が一定期間介護のために休業することを認める制度

(7) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを指す。

(8) 短時間勤務制度

所定労働時間を通常よりも短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とすることを事業主に義務付けている

(9) フレックスタイム制度

労働者自身が一定の定められた時間帯の中で、始業及び終業の時刻を決定することができる変形労働時間制の一つである。

(10) 在宅勤務

「事業主と雇用関係にある労働者が、労働時間の全部または一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態」をいい、事業所内で勤務する場合と同様に労働基準法・最低賃金法などの労働基準関係法令が適用される働き方

(11) 産前・産後休暇制度

出産のための休暇のこと。産前は6週間(多胎妊娠の場合は14週間)、産後は8週間の休業期間

(12) 看護休暇

小学校就学前の子を療育する労働者が申し出ることにより、小学校就学前の子が1人の場合は年に5日まで、小学校就学前の子が2人以上の場合は1年に10日まで、病気・けがをした子の看護のために、または子に予防接種(又は健康診断)を受けさせるために、取得することができる休暇制度

(13) セクシュアル・ハラスメント (性的嫌がらせ)

他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動

(14) ドメスティック・バイオレンス (DV)

配偶者等(夫・パートナー)からの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(15) デートDV

恋人やパートナーからの身体に対する暴力、又は精神的暴力、経済的暴力、性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動

(16) 男女クォータ制 (割当制)

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)の手法の一つであり、性別を基準に一定の人数や比率を割り当てる制度のこと

「南砺市男女共同参画推進プラン＜第3次＞」策定に向けてのスケジュール(案)

	国の動き	県の動き	南砺市男女共同参画推進プラン		南砺市男女共同参画推進審議会			南砺市ジェンダーギャップ解消市民会議			総合計画
	男女用同参画基本計画(5年)	富山県男女共同参画計画(8年)	第1次:2007(H19)～2016(H28)年度 第2次:2017(H29)～2026(R8)年度 第3次:2027(R9)年～2036(R18)年度		委嘱期間	審議内容	開催数	委嘱期間	審議内容	開催数	第1次:H24(2012)～R1(2019)年度 第2次:R2(2020)～R11(2029)年度
2017 (H29) 年度	第4次	第3次	第2次プラン	↓	H30.1/25～ R2.1/24	・プラン進捗状況確認					第1次
2018 (H30) 年度											
2019 (R1) 年度											
2020 (R2) 年度	第5次	第4次			R2.6/1～ R4.5/31	・プラン進捗状況確認					
2021 (R3) 年度											
2022 (R4) 年度											
2023 (R5) 年度	第6次	第5次	↓		R4.6/1～ R6.5/31	・プラン改訂 ・プラン進捗状況確認	6回開催 (R4) 2回開催 (R5)				前期まちづくりプラン (R2～R6)
2024 (R6) 年度											
2025 (R7) 年度											
2026 (R8) 年度	第7次	第6次	↓		R7.2/27～ R9.2/26	・プラン進捗状況確認 ・市民アンケート設置確認 ・第3次プラン策定のための 市民アンケート分析 ・プラン進捗状況確認 【諮問・答申】 ・第3次プラン策定会議 ・プラン進捗状況確認	1回 2回 (予定)	R6.5/1～ R8.3/31	・市民会議 【提言】提出 ・市民会議 ・提言の進捗状況確認	3回 (予定)	後期まちづくりプラン (R7～R11)
2027 (R9) 年度											
2028 (R10) 年度											
2029 (R11) 年度	第8次	第7次	↓		R12.4/1～ R14.3/31	・プラン進捗状況確認 ・プラン進捗状況確認 【諮問・答申】 ・第3次プラン改訂 ・第3次プラン策定会議 ・プラン進捗状況確認					第3次
2030 (R12) 年度											
2031 (R13) 年度					R15.4/1～ R17.3/31	・プラン進捗状況確認 ・プラン進捗状況確認					
2032 (R14) 年度	第8次	第6次	↓		R17.4/1～ R19.3/31	・プラン進捗状況確認 ・プラン進捗状況確認 ・市民アンケート設置確認 ・第4次プラン策定のための 市民アンケート分析 【諮問・答申】 ・第4次プラン策定会議 ・プラン進捗状況確認					
2033 (R15) 年度											
2034 (R16) 年度											
2035 (R17) 年度	第8次				R19.4/1～ R21.3/31						
2036 (R18) 年度											

資料 No. 5

※審議の進捗状況により変更となります。

項目	令和6年度	令和7年度				令和8年度			
	2～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
委嘱期間	← 令和7年2月27日 ===== 令和9年2月26日 →								
第1回審議会	2/27								
		ジェンダーギャップ解消事業及び男女共同参画社会を目指した研修会等の参加（男女共同参画推進員研修会やジェンダーギャップ解消事業と共同開催）							
第2回審議会 ・アンケート設問決定									
市民アンケート実施・集計・分析									
第3回審議会 ・アンケート分析結果報告 ・第3次プラン策定方針について （市政策参与を講師に勉強会など）									
第4回審議会 ・市長からの諮問									
第5回審議会 ・策定に向けての協議									
第6回審議会 ・策定に向けての協議									
第7回審議会 ・策定に向けての協議									
第8回審議会 ・策定に向けての協議									
市長へ答申（会長、副会長）									
議会に報告									
パブリックコメント									
議会に議案上程									